

国際VHFの開局申請について

(2022年7月現在)

I 開局申請手続き

本製品(国際VHFトランシーバー)をご使用になるには、必ず電波法による開局申請手続きが必要です。
無線局(特定船舶局)を開局するに当たっては、第三級海上特殊無線技士(25W固定(据置)型)は、第二級海上特殊無線技士)以上の無線従事者資格を有し、電波法による手続きが必要です。
※本製品は、技術基準適合証明(工事設計認証)を受けていますので、簡易な免許手続きにより無線局の免許が取得できます。
詳しくは、「II申請に当たっての留意点」をご覧ください。

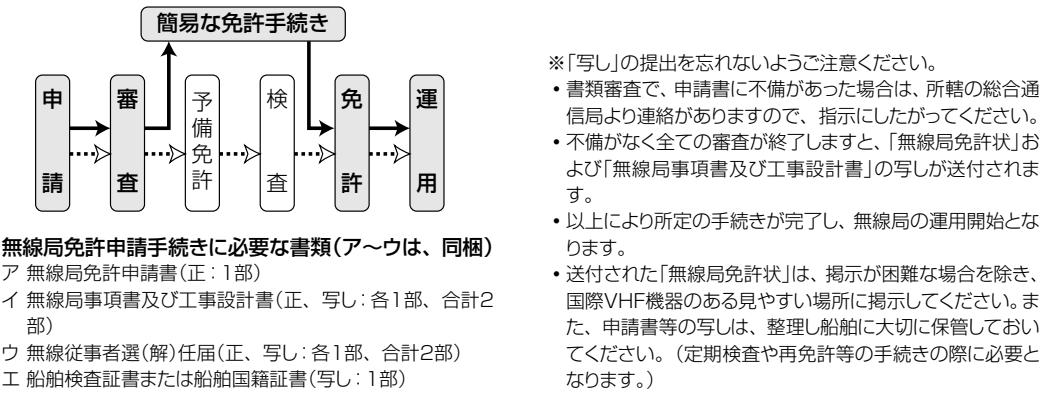
郵送で申請する場合

同梱している「無線局免許申請手続きに必要な書類」に必要な事項を記入し、所定額の国の収入印紙*を貼り付けのうえ、当該船舶の主たる停泊港を管轄している総合通信局に必要な部数(下記A～E参照)を提出してください。
★都道府県など地方自治体発行の証紙は、認められません。また、収入印紙に消印しないでください。
※宛先に「国際VHF無線局の申請担当」と併記し、「無線局免許状」等の返信用封筒(角2サイズ、切手貼り付け)を必ず同封してください。
※無線局の免許申請手続きに当たっては、総務省の電波利用ホームページの「無線局開局の手続き・検査」⇒「無線局の免許手続き」⇒「免許」も参考にしてください。 <https://www.tele.soumu.go.jp/>

インターネットで申請する

同ホームページの「無線局に関する電子申請」を参考にしてください。

必要な書類と手続きの流れ



無線局免許申請手続きに必要な書類(A～Eは、同梱)

- A 無線局免許申請書(正:1部)
イ 無線局事項書及び工事設計書(正、写し:各1部、合計2部)
ウ 無線従事者選(解)任届(正、写し:各1部、合計2部)
エ 船舶検査証書または船舶国籍証書(写し:1部)

ご注意 無線局の免許を受けずに無線局を運用した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

申請書送付先		※宛先には「国際VHF無線局の申請担当」を併記してください。	
	住所		管轄区域(都道府県名)
北海道総合通信局	060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1	札幌第1合同庁舎12階	北海道
東北総合通信局	980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23	仙台第2合同庁舎12階	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関東総合通信局	102-8795 千代田区九段南1-2-1	九段第3合同庁舎22階	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨
信越総合通信局	380-8795 長野市旭町1108	長野第1合同庁舎5階	長野・新潟
北陸総合通信局	920-8795 金沢市広坂2-2-60	金沢広坂合同庁舎6階	富山・石川・福井
東海総合通信局	461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1	名古屋合同庁舎第3号館4階	岐阜・静岡・愛知・三重
近畿総合通信局	540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44	大阪合同庁舎第1号館4階	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国総合通信局	730-8795 広島市中区東白島町19-36		鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国総合通信局	790-8795 松山市味酒町2丁目14-4		徳島・香川・愛媛・高知
九州総合通信局	860-8795 熊本市西区春日2-10-1	熊本地方合同庁舎A棟11階	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
沖縄総合通信事務所	900-8795 那覇市旭町1-9	カフーナ旭橋B-1街区5階	沖縄

II 申請に当たっての留意点

申請手続きを行うに当たっては、次の点に留意してください。

- 本手続きは、国際VHFだけで特定船舶局を新規に開設する際の無線局免許申請の手引きとなっています。
既に無線局をお持ちの場合等は、手続きが異なりますので、ご注意ください。
- 25W固定(据置)型と5W携帯型を設置する場合は、「無線局事項書及び工事設計書」の20欄に携帯型分を追記するとともに30欄の携帯型にもチェックを入れ、製造番号等の該当欄に必要な事項を記載してください。
- 5W携帯型の無線機で2台以上を設置する場合は、「無線局事項書及び工事設計書」の「工事設計書」項目の該当欄に該当分を記載してください。
(同一機種の場合は、製造番号欄に該当分を記載してください。)
- 電波法の手続きは、運行者主義となっています。つまり、船舶の運行者と所有者が異なる場合は、運行者が申請者となり、運行確約書が必要となります。
手続きに関して不明な点がございましたら、所轄の地方総合通信局の航空海上課(沖縄総合通信事務所:無線通信課)または一般社団法人 全国船舶無線協会(東京都豊島区駒込2-3-10 TEL 03-3915-0183)にお問い合わせください。

III 特殊無線技士の資格取得

特殊無線技士の無線従事者資格を取得するには、①国家試験を受験、②養成課程を受講の2とがあります。

① **無線従事者国家試験**
公益財団法人 日本無線協会の本部ほか、北海道から沖縄の全国11カ所において、年3回(6月、10月、2月)実施しています。 <https://www.nichimu.or.jp/>

② **無線従事者養成課程**
公益財団法人 日本無線協会が年数回公募により実施しているほか、各種団体も適宜に募って実施しています。
講習期間は、取得する資格によって異なり、第三級海上特殊無線技士では1日、第二級海上特殊無線技士では3日となっています。

IV 運用に当たって

国際VHFは、世界の各国が共通の場で運用するもので、海上という特殊な環境の中、人命に直結する遭難通信などの重要な通信を行うほか、旅客船、コンテナ船、タンカー、漁船、ヨット、プレジャーボートなどの運航に伴う航行の安全および入・出港時の連絡並びに貨物の荷役などによる業務通信などを行うもので、非常に大切なものとなっています。特にチャンネル16(156.8MHz)は、遭難安全/呼出し専用の共通チャンネルとなっていますので、当該チャンネルの聴守の励行など、運用に当たっては十分な注意が必要です。

ご注意 私用などによる通信によって、遭難通信の取扱を妨害した場合は、1年以上の有期懲役に処せられる場合があります。(電波法第105条)

DSC(デジタル選択呼出装)付きの無線機 [25W固定(据置)型]

DSC付の無線機には、無線局の免許を受けた後に、MMSI(海上識別番号:9桁の数字)を入力する必要があります。MMSIは、DSC通信の際に自動的に送信され、この番号をもとに船舶名や免許人の氏名など、重要な情報を判別しますので、必ず入力してください。MMSIが未入力の場合、DSCで通信できませんのでご注意ください。入力方法は、製品に付属している取扱説明書をご覧ください。なお、MMSIは、無線局の免許の際に指定されます。

ご注意 DSCの操作には、第二級海上特殊無線技士以上の資格が必要です。

定期検査

固定(据置)型は、電波法第73条の定期検査の対象無線局となっていますので、免許を受けてから5年ごとに定期検査を受ける必要があります。検査の年度には、所轄の総合通信局より通知がありますので、必ず受検してください。
受検は、①国(総合通信局の職員)が実施、②登録検査等事業者である一般社団法人 全国船舶無線協会の会員等が実施のいずれかの方法になります。なお、5W携帯型だけの無線局については、定期検査の対象外となっています。

空中線(アンテナ)

本製品は、空中線(アンテナ)を含めて技術基準適合証明(工事設計認証)を受けた機器です。そのため、お使いいただける空中線(アンテナ)は、技術基準適合証明(工事設計認証)で登録されているものに限定されています。お使いいただける空中線(アンテナ)の詳細については、別紙の「適合アンテナ仕様一覧」をご覧ください。
なお、5W携帯型については、付属の空中線(アンテナ)での運用を基本としています。

ご注意 技術基準適合証明(工事設計認証)に登録されていない型式の空中線(アンテナ)を使用すると、電波法違反で罰せられる場合がありますので、ご注意ください。

V 申請書等の記載例

1. 無線局免許申請書の書きかた

ご注意 本様式は、特定船舶局のもので、国際航海「有り」等の場合は、様式が異なりますのでご注意ください。

1枚目

船舶の主たる停泊港の所在地を管轄する総合通信局を記入してください。
※沖縄県の区域においては、「総合通信局長」に取り消し線を引き、「沖縄総合通信事務所長」としてください。

「(再免許)」に取り消し線を引いてください。

無線局免許(再免許)申請書

●●●●年●●月●●日 ← 提出年月日を記入してください。

●● 総合通信局長 殿

収入印紙貼付欄 ← 申請手数料分の収入印紙を貼り付けてください。
※申請手数料については、「電波法関係手数料令」でご確認ください。(消印不要)

電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
☐ 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
☐ 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

記

1 申請者

住所	都道府県—市区町村コード () 〒(●●●-●●●●●)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ●●●●●●●●●● ●●●●●●●

代表者の肩書(法人:代表取締役、団体:理事長等)および代表者氏名を記入してください。
※申請者に代わって、第三者に申請を依頼したときは、代理人に関する必要事項を枠下に記入し、委任状を添付してください。

2 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類(法第5条第2項各号)	☒ 該当 ☐ 該当しない
相対的欠格事由	処分歴等(同条第3項)	☐ 有 ☒ 無

電波法又は放送法に基づく罰金以上の刑や、免許等の取り消しの処分歴がない場合、または過去に処分を受けても、当該処分等が終わった日から2年を経過している場合は、「無」にレ印(✓)を付けてください。

2枚目

1枚目の第2項の「相対的欠格事由」欄が「有」の場合は、その内容を備考欄に記載してください。

無線機を設置する船名をひらがなで、識別信号に記入してください。

電波利用料の前納を希望する場合は「有」にレ印(✓)を付けて、前納期間を選択してレ印(✓)を付けますが、「その他(年)」を選択するときは年刻みの期間も記載してください。

ご担当者および電話番号を必ずご記入ください。

3 免許又は再免許に関する事項

① 無線局の種類及び局数	特定船舶局 1局
② 識別信号	●●●●●●
③ 免許の番号	
④ 免許の年月日	
⑤ 希望する免許の有効期間	5年間の場合は記載不要
⑥ 備考	

4 電波利用料

① 電波利用料の前納

電波利用料の前納の申出の有無	☒ 有 ☐ 無
電波利用料の前納に係る期間	☒ 無線局の免許の有効期間まで前納します。 (電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。) ☐ その他(年)

② 電波利用料納入告知書送付先(法人の場合に限る。)
☐ 1と同一のため記載を省略します。

住所	都道府県—市区町村コード () 〒()
部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ ●●●●●●●●●● ●●●●●●●●
電話番号	●●●●●●●●●●
電子メールアドレス	●●●●●●●●●●

2. 無線局事項書及び工事設計書の書きかた

[illegible]

2枚目

25W固定(据置)型
の場合、レ印(✓)
を付けて、「空中線
電力」欄に「25」を
記入してください。

「4. コード表等」を参
考に、必要とする周
波数(CH)を記入し
てください。

19	無線局の区別		
20 電波の型式 電波の型式 に希望する周波数	電波の型式	周波数	空中線電力
	☐ A3E ☐ A2D	27MHz 帯 54波	1 W
	☐ A3E ☐ A2D	40MHz 帯 ()	5 W
	☐ F3E	150MHz 帯 (ch 15-17)	0.8W
	☐ F2B	150MHz 帯 (ch 70)	W
	☒ F3E	150MHz 帯 (● ● ● ● ● ● ● ●)	● ● W
	☐ F1D	161.5-162.025MHz 25kHz間隔の周波数 22波	2 W
21 航行区域又は従業制限コード及び航行する海域コード	☐		W
	☐		W
	☐ P0N	9410MHz	kW
	☐ Q0N	9350MHz	0.4W
	☐ P0N Q0N V0N	9400MHz	W
	☐ F1D	161.975MHz 162.025MHz	1 W
	☐ G1B	☐ 406.025MHz ☐ 406.028MHz ☐ 406.031MHz ☐ 406.037MHz ☐ 406.04MHz	5 W
	☐ A3X	☐ 121.5MHz	0.05W
	22 船舶番号又は漁船登録番号	● ● ● ● ● ● ● ●	
		● ● ● ● ● ● ● ●	
23 用途コード	● ● ●		
24 総トン数	● ●		
25 信号符号			
26 旅客定員コード	●		
27 長さコード	●		
28 加入海岸局	正加入		
	準加入		

5W携帯型
の場合:「5」
25W固定(据置)型
の場合:「25」

船舶検査証書な
どを参考に、記入
してください。
なお、コードにつ
いては、「4. コー
ド表等」を併せて
ご覧ください。

海岸局に加入して
いる場合は、
名称を記入してく
ださい。

3枚目

5W携帯型の場合

携帯型にシ印(✓)を付けてください。

29 無線局の区別	31 製造者名	32 検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	33 製造番号
☐ 27MHz (FM) 受信機 ☐ 27MHz (FM) 送受信機 ☒ 携帯型 150MHz 送受信機 (FM) [P] ☐ 固定型 150MHz 送受信機 (FM) [U] ☐ VHFデータ交換装置 (VDE)			

本体後面に貼られた無線機銘板の内容をご記入ください。(下図参照)

32 適合表示無線設備の番号

33 製造番号

3枚目

25W固定(据置)型の場合

固定型にし印(✓)を付けてください。

29 無線局の区別			
30 機器の種類	31 製造者名	32 検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	33 製造番号
☐ 27MHz帯JISB送受信機 ☐ 150MHz帯JISB送受信機 (150MHz帯) ☐ 携帯型150MHz送受信機(FM) [JP] ☒ 固定型150MHz送受信機(FM) [JU] ☐ VHFデータ交換装置(VDE)			

ご注意

適合表示無線設備の番号は、設置前に、ご確認ください。
設置後は、銘板が隠れて、確認できないことがあります。

本体底面貼られた無線機銘板の内容をご記入ください。(下図参照)

AIS	DC 13.8V 6mA	 32 適合表示無線設備の番号
1m 60分 防水	MADE IN JAPAN	
アイコム株式会社	製造番号	33 製造番号

3. 無線従事者選(解)任届の書きかた

提出後、無線従事者の変更があった場合は、その都度、変更後の無線従事者全員について記載して提出してください。

[illegible]

4. コード表等

以下の内容は、「無線局事項書及び工事設計書」様式の各欄に使用するコードや、一般的な記入例です。
 なお、各項目の先頭に記載している番号は、「無線局事項書及び工事設計書」様式の欄番号です。

4 開設を必要とする理由(一般的な例)

船舶通信主体の場合	船舶の安全かつ円滑な航行の確保のため船舶局の開設を希望するものです。
専用海岸局加入の場合	スポーツ・レジャー船舶の安全かつ円滑な航行の確保のため船舶局の開設を希望するものです。 事業・業務船舶の安全かつ円滑な航行の確保のため船舶局の開設を希望するものです。

12 通信事項コード			
スポーツレジャーに関する事項	SRD	水先・引き船に関する事項	HSP
港務通信に関する事項	HST	海上運送事業に関する事項	MCS
漁業通信に関する事項	FSE	海上作業に関する事項	MAW

16 停泊港コード(都道府県)

北海道	01	福島県	07	東京都	13	山梨県	19	滋賀県	25	鳥取県	31	香川県	37	熊本県	43
青森県	02	茨城県	08	神奈川県	14	長野県	20	京都府	26	山根県	32	愛媛県	38	大分県	44
岩手県	03	栃木県	09	新潟県	15	岐阜県	21	大阪府	27	岡山県	33	高知県	39	宮崎県	45
宮城県	04	群馬県	10	富山県	16	静岡県	22	兵庫県	28	広島県	34	福岡県	40	鹿児島県	46
秋田県	05	埼玉県	11	石川県	17	愛知県	23	奈良県	29	山口県	35	佐賀県	41	沖縄県	47
山形県	06	千葉県	12	福井県	18	三重県	24	和歌山県	30	徳島県	36	長崎県	42		

20 必要とする周波数(一般的な例)

船間通信主体の場合
F3E:CH6、8~14、16、69、72、73、77

船間通信主体でDSC装備(CH70)の場合
F2B:CH70

F3E: CH6、8~14、16、69、72、73、77

※専用海岸局に加入の場合は、海岸局に指定されているCHを追記して、申請してください。
※その他必要とするCHがある場合、例えば通信相手の「〇〇ボートラジオ海岸局」などでは、そのCHを追記して申請してください。

21 航行区域又は従業制限コード		23 用途コード	
平水区域	HSK	旅客船	PSG
沿海区域	EKK	貨客船	PCS
近海区域	KKK	貨物船	CRG
遠洋区域	EYK	油送船	OTL
限定沿海	EKG	巡視船	PTV
限定近海	KKG	漁船	FSB
2時間限定沿海	E2G	魚貨物船	FCS
瀬戸内限定	EKS	レジャー船	LSR
第1種	F1S	雑船	ZTS
第2種	F2S		
第3種	F3S		
小型第1種	FK1		
小型第2種	FK2		

26 旅客定員(12名以下の場合は、記入不要)コード	
12名を超え、250名以下のもの	A
250名を超えるもの	B

21 航行する海域コード

A1	※A1：VHF
A1、A2	A2：MF(A1除く)
A1、A2、A3	A3：衛星圏(A1、A2除く)
A1、A2、A3、A4	A4：衛星圏外

27 長さコード

12m未満	S
12m以上	L